

本庁舎等における照明の節電について

2024年6月運用開始



2024年6月
配布資料1

定例市長記者会見
総務部総務法務課
環境部環境政策課

国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の終了により、今後、電気使用料金の上昇が見込まれる中、本庁舎や西庁舎等においては、照明の明るさ調整（調光率）等により電力消費量を削減し、二酸化炭素の排出を抑制するとともに、経費節減による自主財源の有効活用を図ります。

	執務室	共用部（廊下等）
照明の運用	<p>労働安全衛生法及び関連規則に基づき、照度300ルクス以上を満たす範囲で節電を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 調光率50%を基本とする ➤ 明るさに応じ、適宜、調光率を調整する 	<p>来庁者が多く利用される場所を除き、支障が無い範囲で節電を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 部分的に、間引き点灯や調光率を調整する <p>例) 本庁舎廊下の場合</p>
	  <p>調光率100%</p> <p>調光率50%</p>	  <p>間引き無・調光率30%</p> <p>2/3間引き・調光率30%</p>
電気料削減額	約220万円/年	約30万円/年